

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

特定商取引法が改正され、注文していないのにあなた宛てに届いた商品については、直ちに処分が可能になりました。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。



その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。

また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。



その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。

対応に困ったら、消費者ホットライン（下記）へ相談しましょう。



「消費者ホットライン」へご相談を！

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

また、「塾や習い事で教室が閉鎖になっていた月の月謝を返金してほしい」などの新型コロナウイルスに関連したトラブルや、「台風で雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった」などの災害に関するトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや！）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです。

「泣き寝入りは超いやや(188)！」で覚えましょう。



アライグマ捕獲従事者養成研修会について

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

特定外来生物に指定されているアライグマによる農作物への被害が増加しています。

こうした被害を防ぐため、下記のとおりアライグマ捕獲従事者養成研修会を開催します。

この研修会を受講し修了証書を発行された方で、町へ従事者登録をすると、従事者証が発行され、法律で定められた捕獲許可や狩猟免許（わな猟）がなくても、箱わなを仕掛けてアライグマに限り捕獲することができます。

日時 10月27日(水) 午後1時30分～3時30分

場所 熊谷市江南勤労福祉センター 講習室

定員 40名 ※定員を超えた場合は、人数を調整させていただきます。

内容 ①アライグマ防除に関する法令等の概要について

②アライグマの総合的被害対策について

③質疑応答

費用 無料

申込 10月1日(金)までに防災環境課窓口または電話でお申し込みください。



ごみはルールを守って正しく出しましょう

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町にはごみ収集所に出された違反ごみに関する相談が多く寄せられています。

収集所は地域の方の協力で管理されています。ごみを出す一人ひとりが、収集所を管理する方の気持ちになり、ルールを守って出してください。

【ごみ出しのルール】

○決められた日時、収集所、品目を守る

収集日の朝、午前8時までにに出してください。

○可燃ごみ、不燃ごみは必ず児玉郡市

共通認定袋へ入れて出す

神川町 ごみ



町ホームページ

児玉郡市 ごみ分別アプリ



Android



iOS

ダンボールは、収集所に直接出しても回収されません。各地域のリサイクル団体の資源回収に出していただくか、収集所に出す場合は、児玉郡市共通認定袋(燃えるごみ用)に入れて出してください。

○認定袋に入らないごみ＝粗大ごみ

粗大ごみは収集所に出せません。また、左下の写真のように認定袋を貼り付けても収集されません。

※正しいごみの出し方については、「家庭から出るごみの出し方」(防災環境課窓口・ホームページでも入手可能)をご覧ください。

